

後見制度支援預金特約規定

後見制度支援預金は、以下の規定により取り扱います。なお、本特約規定(以下「特約」という)は普通預金規定(以下「規定」という)に優先し、特約に定めのないものは規定に準じます。

第1条 利用対象者

家庭裁判所より「指示書」の交付を受けた者とします。

第2条 取扱店の限定

口座開設店の窓口のみお取扱いいたします。

第3条 手数料

口座開設にあたり、当行所定の手数料をいただきます。

第4条 取引の方法

すべての取引は「指示書」に基づき取扱うものとし、当行所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。

第5条 定額自動振替サービス

この預金口座からの定期交付については定額自動振替サービスの利用によるものとします。

第6条 自動支払い

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

第7条 キャッシュカードの取扱い

この預金には、キャッシュカードの発行はできません。

第8条 ATM利用

ATMでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。

第9条 マル優利用

マル優(非課税)のご利用はできません。

第10条 死亡時等の取扱い

被後見人が死亡した場合等法定後見制度の適用外となった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続きあるいは口座解約手続等が必要となります。

第11条 適用条項

この特約および規定に定めのない事項が発生した場合は、当行と協議のうえ決定します。

第12条 特約の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)